



平成29年11月13日

日本税理士会連合会

会長 神津 信一 殿

全国青年税理士連盟

会長 森 智之

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-8

代々木第10下田ビル7階

電話 03-3354-4162

## 日本税理士会連合会の機構改革に関する要望書

私たち全国青年税理士連盟は、全国の約3000名の青年税理士が参加する団体です。私たちは納税者の権利擁護のために、より良い税理士制度・税務行政・税制が実現されることを目的に研究し、提言を行うなどの活動をしています。

平成29年7月26日に日本税理士会連合会（以下、「日税連」）第61回定期総会が開催されました。大規模な会場で、数百名の会員が集まる非常に盛大な総会でしたが、あいさつで役員自らが触れていた通り、「議長の日税連会長、15の税理士会会長以外は、来賓、表彰者、傍聴者など議決権のない部外者」という異様な光景でした。

平成26年税理士法改正の際にも、当連盟より、日税連の機構についても、会員一人一人の意見を適切に吸い上げ反映できるよう、今よりさらに開かれた民主的な機構にすべき旨の要望をしておりますが、何ら改善される気配もありません。他士業に比べ、約76000名と会員数の多い日税連が、他士業や日本税理士政治連盟（以下、「日税政」という）などの関連団体で当たり前導入されている代議員制すら採用しない状況では、とても民主的な会務運営とは言えません。

税理士法制定時では、税理士会及びその会員に対する指導、連絡に関する事務を行っていたものが、昭和36年改正により監督という権限や税理士の登録に関する事務を付与され、更に平成26年税理士法改正では、租税教育の会則化、研修及び税務支援の会則における義務化などが制定されました。我々税理士個人が公益的業務に取り組む重要性が増す中で、個々の税理士に対する日税連の権限は強まっています。こうした変化が起きているのにも関わらず、旧態依然として日税連の決議は、副会長として執行部を兼ねる各単位の会長

を中心に行われています。平成 26 年税理士法改正の過程を見ても、指摘のあった会員の意見の反映不足、意思決定の不透明性がありました。そこで、国民のための税理士制度の更なる発展を目指す上で、日税連に対して税理士一人一人が主体的にその運営に参加できる制度へと整備することが重要であると考え、以下の通り、要望いたします。

## 1. 日本税理士会連合会の会員を税理士及び税理士法人とすること

税理士法第 49 条の 13 第 4 項では、「税理士会は、当然、日本税理士会連合会の会員となる。」とされており、日税連の会則第 5 条においても、「本会の会員は、全国の税理士会とする。」とされておりますが、これについては税理士個々人の意見を日税連に強く反映させるべき観点と、日税連の意思決定に税理士個々人の意思を直接的に関与させるべき観点から、税理士及び税理士法人が直接会員として構成員となるべきです。

## 2. 上記 1. については、税理士法の改正を必要とするため、喫緊の課題として、次の会則変更等を行うこと

### (1) 決議機関と執行機関を分離すること

日税連の会則上では、決議機関と執行機関は区別されていますが、その実態は、決議機関(=総会)の構成員である各税理士会会長は、同時に執行機関である副会長に選任されるという事で、全く同一となってしまっています。

決議機関と執行機関の構成員が同一であるという実態は、民主的な組織運営に程遠いものであり、ガバナンスの観点からも早急に「決議機関」と「執行機関」を分離する必要があります。

他士業の状況を見ると、日本行政書士会連合会は日税連と同様、会員を「各都道府県に設立された単体会」としている一方、決議機関である総会の構成員については代議員制度を採用し、「決議機関」と「執行機関」の分離がなされています。

日本弁護士連合会は会員を弁護士個人、弁護士法人及び弁護士会としています。また決議機関である総会の構成員は、弁護士個人と弁護士会とが直接参加型になっていることに加え、副会長、理事の選任事項等については代議員会制を設置するという構成になっています。

日本司法書士会連合会は代議員制度を採用し、決議機関である総会は各司法書士会の会長及び代議員から構成されています。

日本公認会計士協会は会員を公認会計士、監査法人とし、代議員制度はなく、総会の構成員も同じく会員としています。

このように、いずれの会も決議機関である総会と、執行機関は分離されており、民主的な会務運営の面からも当然といえます。

そこで会則において「総会は、全国の税理士会及び代議員をもって構成する」を新たに

定め、日税連の決議機関である総会の構成を会員である全国の税理士会、すなわち各単位税理士会会長のみに限定されている現状から、より民主的な会務運営を行なうために、国や地方議会の議員と同様間接民主主義による「代議員制度」を導入し、代議員による総会(決議機関)とすべきことを要望します。

代議員は全国の税理士会員の意思の代弁者であるので、各税理士会を選挙区とし、各税理士会の会員数に応じた人数を、各税理士会の会員が直接選挙により選任すべきです。尚、代議員の人数は、幅広く意見を求めるために評議員の選出に準じ、各税理士会の会員数の100人につき、一人とすべきです。若しくは日税政の代議員制の割当基準を踏襲することも検討すべきです。

なお現行の評議員の制度は、代議員で代替できると考えます。

### (2) 決議について一人が行使できる議決権数を等しくすること

総会の決議について、現行の日税連会則では第26条に「税理士会は、その会の税理士会員の数と同数の議決権を有するものとする。」とされています。先日開催された第61回定期総会において当日配布された資料において、議決権数の確認がなされておりますが、それらを見ると最も多い東京では22,305票、最も少ない沖縄でも397票を、それぞれの税理士会会長1人が行使するという状況となっております。この状況は、極論15単位会のうち上位2単位会ではほぼ議決権の過半数を有してしまい、これは議決権数の少ない税理士会の存在価値の低下を招きます。各税理士会の会長は、各税理士会に所属する税理士一人ひとりの代表ではありますが、その行使できる議決権にここまで違いがあることにより、せっかく15税理士会で構成されている総会の決議プロセスに実質的な形骸化が生じています。この状況を改善するために、議決権については各税理士会につき1つとし、上記(1)で提案している代議員と同じ議決権とすべきです。

### (3) 役員を選任方法を見直すこと

現在日税連役員は、総会において選任されています。総会で投票権を持つのは各税理士会であり、各税理士会会長は原則会員の直接選挙で選出されているという建前はあるものの、日税連の役員は会員の意思が反映されているとは言えない状況にあります。

また、現在の選挙制度は非常に簡素なものとなっているため、選挙コストを抑えるというメリットがある一方、会長候補者にとっては各税理士会の会長15人と日税連理事候補者100人の僅か115票による選挙となっており、非常に閉鎖的で、単位税理士会毎でまとまって選挙戦が行われる傾向があるため個々の税理士の意思が反映されにくいという問題があります。代議員制度を導入した場合、会長のみを直接選挙で選び、その他の理事は代議員制を前提とした総会での選出に委ねるという方法により、コストを抑えることができます。そこで役員を選任方法について、以下の通り要望いたします。

① 日税連会長の選任について

会長の選挙権及び被選挙権は、税理士会の会員の固有の権利として当然認められるべきです。また会長の選任については税理士個人の意思が集約されるべく、税理士会の会員の直接選挙で選出すべきです。

② 副会長の選任について

総会で選任することとします。

③ 理事の選任について

総会で選任することとします。

尚、専務理事、常務理事については、理事会において互選し、総会で承認することとします。

④ 選挙規則について

②及び③の選出については、日税連で統一の選挙規則を設け、それにより各単位会が選出するものとし、特に各単位会での会長推薦等による順送り選出をやめ、選挙によることとします。

#### (4) 税理士の総会、理事会参加を認めること

現行日税連会則第 25 条は、総会に関することを規定していますが、税理士会の会員の参加権については、何の規定もありません。

傍聴権は会務執行規則第 24 条により保証されていますが、一步進めて総会に参加し、発言できる権利を認めるべきです。常務理事会や理事会等の執行機関の会議にも同様に、参加権や発言権を保証すべきです。

この場合において会議参加者の議決権は行使出来ないものとし、会議運営の都合上、人員の制限等はあってもよいと思います。そのためには、総会その他重要な会議が税理士会の会員にも分かるように、その日時、場所、議案並びに議案の説明を記載したものを日税連ホームページの税理士専用ページに掲載するなど、税理士会の会員に周知すべきです。

また、現在の日税連の総会や理事会、各会議を日税連ホームページでビデオ視聴できるようにするなど税理士会の会員に参加権を与えることは、会員の会務参加意識を高めることとなると考えられます。

さらに、会員が理事会に参加する意義を高めるためには、現在常務理事会などの専決事項とされていることも、可能な限り理事会で決議するようにすべきです。ただし理事会はその開催に一回数百万円というコストがかかることから、遠隔地の理事についてはテレビ会議やWeb会議といった手段で参加する方法が考えられます。

#### (5) 各種会議の議事録閲覧等及び帳簿の情報の公開をすすめること

現在、日税連の会員は、各単位税理士会となっているため、税理士会の会員は、日税連の会務については、広報紙「税理士界」、日税連ホームページなど限られた範囲でしか知る

事が出来ません。

日税連をより民主的な組織にするためには、税理士会の会員の求めに応じて、正副会長会、常務理事会、理事会及び総会等日税連の全ての会議の議事録の閲覧及び資料の配布等の便宜を図って頂きたいと思います。勿論資料の配布については、コストの問題がありますので、日税連ホームページの税理士専用ページに掲載いただくことで差支えありません。

また、帳簿書類の閲覧についても、各税理士会の会費は会員個人が負担しており、各税理士会は会員数に応じて日税連に会費を上納しているため、当然にホームページで公開されている以上の財務についての閲覧も認められるべきです。

以 上